

見附市公立保育園民営化等実施計画（案）

1. 目的

この計画は、見附市公立保育園民営化等ガイドラインに基づいて公立保育園の民営化等を実施するものです。

近年、ゆるやかに出生数が減っている状況ではありますが、夫婦共働き世帯の増加及び女性の就業率の向上、保護者の就労形態の多様化などにより、低年齢児保育及び延長保育の児童数が増加するなど、保育ニーズも多様化しています。

そのような状況下で安心してこどもを産み育て、意欲をもって働ける社会環境の整備が求められており、子育て支援の役割を担う保育園においては、効果的な保育サービスの提供、多種・多様な保育ニーズの対応など、保育サービスの一層の充実が求められております。

また、財政面では、計画的な施設修繕、効率的な保育運営が求められており、市内における公立保育園の適正な配置（統廃合）や積極的な民間活力の導入等を進め、民間保育園の持つ柔軟性や効率性を活かし、すべての園がそれぞれの特性を十分に発揮して保育を行うことにより、子育て環境の更なる充実や保育サービス全体の向上に努めます。

2. 見附市の現況

(1) 保育所の状況

見附市の就学前児童数は、平成19年4月1日現在1,991人だったのに対し、平成23年4月1日現在では、1,877人となっています。この少子化の状況は今後ますます進んでいくと考えられます。

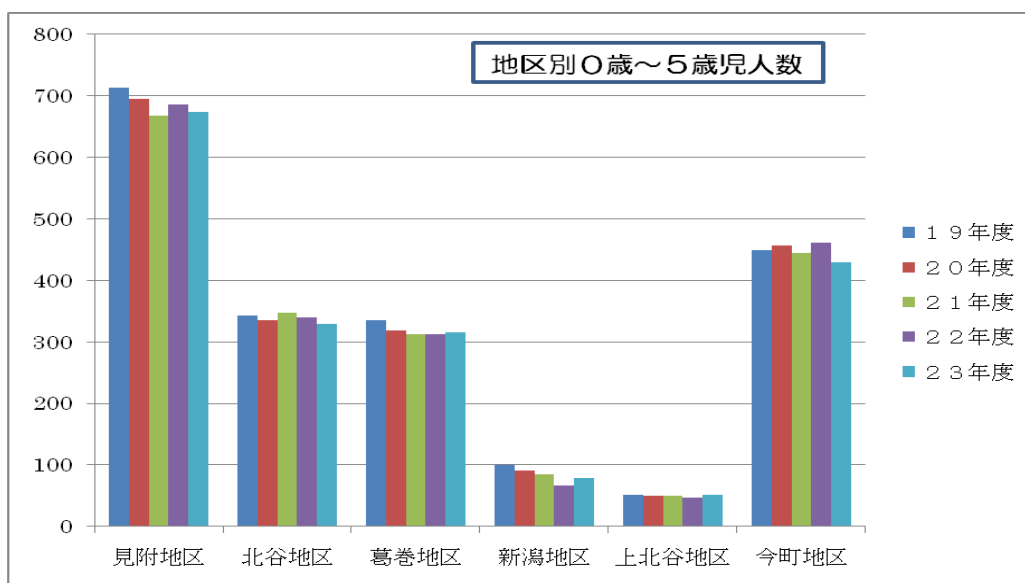
見附市の保育施設の平成23年4月1日現在の状況は、公立7園、私立4園、地域4園の計15園あり、見附市内の保育園への入園児状況は、公立保育園は7園中6園が定員を下回る園児数である中、私立保育園は4園全部が定員を超えた園児数の受入れとなっています。

今後、少子化が進んでいく中で、市全体の保育施設数や定員を見直しながら、保育施設の再編を行う必要があると考えます。

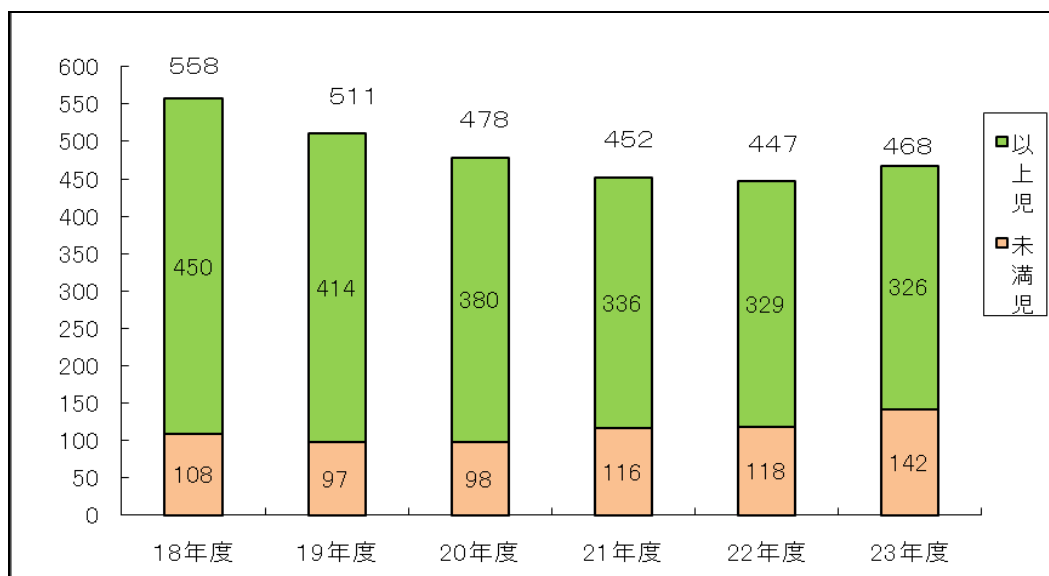
0～5歳地区別人口の推移（23.4.1 現在。市民生活課資料参照）

年度	見附地区	北谷地区	葛巻地区	新潟地区	上北谷地区	今町地区	市総計
19年度	713	343	335	100	51	449	1,991
20年度	695	335	319	90	49	457	1,945
21年度	668	347	313	85	49	444	1,906
22年度	686	339	312	66	47	461	1,911
23年度	674	329	316	78	51	429	1,877

地区別就学前児童数の推移



公立保育園児数の推移 【未満児は0～2歳】（広域入所は除く）



特別保育の実施状況

区分	施設数	乳児保育	未満児保育	障がい児保育	延長保育(11時間)	一時保育
公立	7	4	7	7	3	1
私立	4	3	4	2	3	0

(2) 保育所の経費 (資料1 参照)

平成 22 年度決算に見る児童一人当たりの年間経費については、公立保育園では児童一人当たり約 900,000 円、私立保育園では約 798,000 円であり、公立保育園が私立保育園より約 100,000 円多くなっている状況です。

(3) 施設の状況 (資料2 参照)

公立保育園 7 園の施設の状況は、昭和 42 年に建設され、築 44 年を経過した庄川保育園をはじめとして、築 30 年を経過している園が 3 園ある状況です。

保育園の修繕・建て替え等は、容易なことではなく、長期的な計画のもとに進める必要があります。

3. 国の保育施策の動向

国においては、少子化対策、三位一体改革、規制緩和などの一連の流れの中で、民間保育園に対する直接的な支援は継続する一方で、公立保育園の関係財源については、保育所運営費負担金の一般財源化などの手法により運営費確保の面で不透明さを増しています。

また、国からは、現在、子ども子育て新システム検討会議で公表された幼保一体化の最終案が出されたところであり、保育所と幼稚園の一体化への取組が求められています。

4. 今後の公立保育園のあり方

公立保育園は、私立保育園とともに、市内の認可保育園として、保育に欠ける児童に対し、保育所運営指針に基づき、保育の質の向上に努めてきました。

そして、現在実施している乳児保育・早朝延長保育・障がい児保育・一時保育等を積極的に推進していくとともに、市の施策として進めている四つ葉運動(あいさつ・花と緑・絵本の読み聞かせ・お手伝い)、給食への玄米食導入、早寝早起き朝ごはん等、成長段階に応じた取組みを進めていきます。

今後、休日保育や病後児保育等の必要性、公で担う役割を精査しながら、限られた財源の中で保育の質の向上及び多様な保育ニーズにこたえていくために、見附市の公立保育園の民営化・閉園計画を進めていくものです。

公立保育園の持つべき機能、役割として、次の 2 点を積極的に進めます。

(1) 個別の支援を必要とする児童への対応

公立保育園は、保育業務の他、すべての子どもたちを支援する拠点の一つとして位置づけ、早い段階での支援の必要な子どもの発見や養育に関する相談対応等、保育内容を充実させるとともに、在宅における障がいをもった子ども達に対しても積極的に支援していきます。

(2) 関係機関との連携や機能充実

公立保育園は、市における保育需要の実情や課題などの的確な把握に努め、ニーズに即した子育て支援施策を展開する実施施設としての役割を果たすとともに、市全体の保育水準の向上に取り組んでいきます。

保健所、病院、その他の福祉施設など他の行政機関と連携することで、より豊かな保育や地域の子育て支援施策の推進を進めます。

保育関係者の人的資源を効果的に活用し、地域の子育てを支え、気軽に利用できる社会資源として、地域社会における保育園の役割を果たしていきます。

5. 民営化等実施計画

民営化・閉園の基本的な考え方については、4. 今後の公立保育園のあり方で述べたとおり、公で担う役割を精査しながら、見附市の公立保育園の民営化等実施計画を進めていくものです。

子育ての拠点としての役割を担うために、近年増えてきている、支援を必要とする児童への対応、保護者の育児不安の解消等、保護者が安心して預けられる場所の提供に努め、保護者への育児相談の充実や、民営化により再配置できる職員を活かした保育環境の充実を図っていきます。

見附市において、限られた財源の中で保育の質の向上及び多様な保育ニーズに応えていくため、出生状況を勘案しながら将来的には、公立保育園を3園程度にしたいと考えています。

今後、段階的な民営化や閉園を検討していき、削減された経費や人的資源を活用し、見附市全体の子育て支援体制の充実を図るため、次の通り、公立保育園の民営化等に取り組むこととします。

(1) 第1次計画期間

本計画の期間は、平成23年度から25年度まで(3年間)とする。

第2次計画の平成26年度以降については、第1次計画内容の進捗等について検証し、今後の出生数や保育園への入園状況を勘案しながら、4つの地域保育園を含め、検討していきます。

(2) 民営化及び閉園対象の保育園の選定

公立保育園は、子育て支援センターと並んで見附市での子育て拠点施設の一つとしての役割があり、市全体の子育て施設の配置を考えながら、私立保育園との地域バランス、人口減少・少子化等を総合的に勘案して配置をしていきます。

民営化と閉園対象園の選定については、次の点に留意します。

【民営化対象】

- ①園の敷地が市の所有で、建物が他の公共施設等との合築でない園
- ②移管後も継続的・安定的な運営が可能であると見込まれ、保育ニーズがある。
- ③小規模でない。(定員がおおむね 80 人以上の園)

【閉園対象】

定員を大きく下回る保育園については、少数では集団生活の中で園児同士が刺激しあう保育環境の確保がむずかしい状況となり、より多くの子どもたちと集団生活が送られるよう、園児数が少なく今後も増加が見込めない園の閉園を進める必要があります。対象園の選定については、次の点と地域の意向を踏まえた上で選定します。

- ①現在、園児数が少なく、今後児童数の増加が見込めない。
- ②建物が老朽化している。
- ③閉園しても、他に入園できる園がある。

(3) 実施対象園と年次

年 度	施設名	内 容
平成 24 年度	庄川保育園	25.3.31 閉園
平成 25 年度	中央保育園	26.4.1 民営化

庄川保育園を閉園する理由

現在、園児数が少なく、ここ数年は園児数が 11 人から 16 人で推移しています。平成 23 年 4 月 1 日現在の園児数は、定員 40 人に対し 16 人（うち区域外 3 人）となっており、今後も増加が見込めない状況であり、就学に向けた集団生活・保育が難しい状況となっています。また、施設も築 44 年を経過し老朽化しています。

中央保育園を民営化する理由

比較的施設が新しく、園児数は 80 人前後で推移していることから、安定した保育ニーズがあり定員数の見直しを行うことで、移管後も継続的・安定的な運営が可能であると見込まれることがあげられます。民間に運営を委ねることで、雇用を生み出すことが期待されます。

6. 民営化への移行等について

公立保育園から民営化への移行にあたっては、園児が引き続き楽しく保育園生活が送れるよう、以下のようにスムーズな移行を目指します。

(1) 説明会の実施

順次、段階的に地域住民や保護者に説明会を実施し、十分な情報提供に努めます。

保護者の意見や要望が反映できるよう、移管準備の進行にあわせ、適宜情報提供を行います。

また、移管先決定後は、移管先を含め、説明会を開催し、保護者の不安解消に努め、保護者との信頼関係を図ります。

(2) 民営化する際の条件

ア 運営全般

- ①移管先自ら保育園を運営すること。
- ②移管を受けた土地、建物及び備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。
- ③移管決定後は、保護者及び地域関係者との話し合いに応じ、地域と一体となった運営に努めること。
- ④民営化した保育園の運営は、これまで市が行ってきた通常保育・特別保育を維持しながら、民間保育園の持つ柔軟性や効率性を活かした運営を進めること。

イ 施設・備品

- ①土地は、無償貸与する。
- ②建物は、無償譲渡する。
- ③保育用備品等は、無償譲渡する。
- ④建物の修繕等が必要な場合及び乳児保育に必要な設備等については、必要に応じて移管先と協議し整備する。

ウ 職員配置

- ①保育にあたる職員は、保育士資格を有する者であること。
- ②民営化された保育園の園長及び主任保育士は、幹部職員としての能力及び経験を有する者であるとともに、当該保育園の専任職員とすること。
- ③当該保育園に勤務する保育士は、保育園等勤務経験が4年以上の者が全体の3分の1以上含まれていること。
- ④引継ぎ保育については、市と保護者との協議を踏まえ、適切な期間を定め実施する。

エ 保 育

- ①市が要請する特別保育事業（乳児保育・延長保育等）に積極的に取り組み、保育内容

の向上に努めること。

②市の子育て支援施策を理解し、積極的に協力すること。

③市が推進している幼保小連携・一貫教育の方針のもと、研修の機会を設け積極的にその役割を果たすこと。

(3) 移管先の選定

移管先の基本的な考え方は、保育園運営の性格上、保護者の信頼の下で安定的・長期的に運営され保育サービスの維持向上と市の子育て支援施策との連携を目指さなければならないことから、移管先は法人が望ましいと考え、移管先の募集方法については、公募を基本とします。

また、学識経験者や保育関係者等で構成する選定委員会を設置し、移管先を審査決定します。今後、具体的な応募条件・選定基準を設け、選定していきます。

(4) 引継ぎ保育の実施

移管の際には、保育士等の職員が入替わること等による保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限にする必要があります。そのために、子どもたちが新しい保育士に早く慣れるとともに、移管先の保育士も子どもたちに慣れるよう、移管のための準備期間中に市職員と移管先職員が合同で保育にあたる期間を設け、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎ保育を実施します。

(5) 移管後の市の役割・責任

保護者・移管先職員・市の信頼関係が大切なことから、民間移管後の一定期間、保護者・移管先・市の三者による話合いの場を設け、情報を共有し、より良い保育環境を確保します。

8. 今後の民営化等のスケジュール

平成 23 年度

- 9月 ガイドライン策定
- 10月 ガイドライン 議会説明
民営化等実施計画策定委員会開催 (検討・審議)
- 12月 民営化等実施計画(案)起案
- 1月 下旬 市議会説明
HP・公共施設で民営化等実施計画公表
パブリックコメント1/23～2/17
- 2月 広報見附2月号で民営化等実施計画パブリックコメントPR
- 3月 民営化等実施計画決定

平成 24 年度

- 4月 広報見附4月号でパブリックコメント回答
- 5月～9月 該当園の地域住民及び保護者説明
- 6月 公立保育園民営化選定委員会設置
- 7月 公募説明会
- 8月 移管先公募
- 9月 移管先選定
- 10月 中央保育園移管先決定
- 11月 新入園児募集
- 12月 庄川保育園閉園議会上程
- 3月 庄川保育園を閉園

平成 25 年度

- 移管先と合同の保護者説明会 随時
- 中央保育園の移管先と引き継ぎ

平成 26 年度

- 4月1日 中央保育園移管